

平成26年第4回幸田町議会定例会会議録（第5号）

議事日程

平成26年12月22日（月曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第59号議案 幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
第60号議案 幸田町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
第61号議案 幸田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
第62号議案 平成26年度幸田町一般会計補正予算（第4号）
陳情第13号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書
陳情第14号 介護従事者の処遇改善を求める陳情書
陳情第15号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書
陳情第16号 愛知県看護職員15万人体制などの実現を求める陳情書
- 日程第3 第63号議案 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
第64号議案 幸田町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
第65号議案 幸田町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
第66号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正について
第67号議案 平成26年度幸田町一般会計補正予算（第5号）
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

2番 杉浦 あきら君	3番 志賀 恒男君	4番 鈴木 雅史君
5番 中根 久治君	6番 都築 一三君	7番 池田 久男君
8番 酒向 弘康君	9番 水野 千代子君	10番 夏目 一成君
11番 笹野 康男君	12番 内田 等君	13番 丸山 千代子君
14番 伊藤 宗次君	15番 浅井 武光君	16番 大嶽 弘君

欠席議員（1名）

1番 中根 秋男君

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	大須賀一誠君	副	町	長	成瀬 敦君							
教	育	長	小野伸之君	企	画	部	長	大竹広行君					
総	務	部	長	小野浩史君	住	民	こ	ども	部	長	桐戸博康君		
健	康	福	祉	部	長	鈴木 司君	環	境	経	済	部	長	清水 宏君
建	設	部	長	近藤 学君	教	育	部	長	春日井輝彦君				
消	防	長	山本正義君	消	防	次	長	兼	壁	谷	弘	志	君
会	計	管	理	者	兼	出	納	室	長	牧野洋司君			

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局 長 山本忠志君

○議長（大嶽 弘君） 皆さん、おはようございます。

何かと御多忙のところ、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、ありがとうございます。
ここで御報告します。

1番 中根秋男議員は、病気治療のため本日の会議を欠席する届け出がありましたので、御報告します。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（大嶽 弘君） 本日、説明のため出席を求めた者は、理事者13名であります。

議事日程は、本日、お手元に配付いたしましたとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（大嶽 弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、7番 池田久男君、8番 酒向弘康君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（大嶽 弘君） 日程第2、第59号議案から第62号議案までの4件と陳情第13号から陳情第16号までの4件を一括議題といたします。

これより委員長報告を行います。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。

7番、池田久男君。

〔7番 池田久男君 登壇〕

○7番（池田久男君） 皆さん、おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって報告とさせていただきます。

総務委員会審査結果報告書

平成26年12月22日

議長 大嶽 弘様

委員長 池田久男

平成26年第4回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読をいたします。

第59号 幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、次代の世界を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援推進法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第62号 平成26年幸田町一般会計補正予算（第4号）中、歳入全部、歳出15款（20項除く）・50款、第1条歳入全部1,620万7,000円追加、歳出、15款総務費（20項除く）1,560万円追加、50款消防費100万円減額、全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上です。

〔7番 池田久男君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

4番、鈴木雅史君。

〔4番 鈴木雅史君 登壇〕

○4番（鈴木雅史君） 皆さん、おはようございます。

審査結果の朗読をもって報告させていただきます。

産業建設委員会審査結果報告書

平成26年12月22日

議長 大嶽 弘様

委員長 鈴木雅史

平成26年第4回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に報告します。

第62号 平成26年度幸田町一般会計補正予算（第4号）中、歳出25款（10項30目）・30款・35款・45款、第1条、歳出、25款衛生費（10項30目）843万円追加、30款労働費40万円追加、35款農林水産業費61万7,000円追加、45款土木費80万円減額、全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上です。

〔4番 鈴木雅史君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 次に、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

3番、志賀恒男君。

〔3番 志賀恒男君 登壇〕

○3番（志賀恒男君） 皆さん、おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって報告いたします。

文教福祉委員会審査結果報告書

平成26年12月22日

議長 大嶽 弘様

委員長 志賀恒男

平成26年第4回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に報告をいたします。

第60号 幸田町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第61号 幸田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第62号 平成26年度幸田町一般会計補正予算（第4号）中、歳出15款（20項）・20款・25款（10項10目）・55款、第1条、歳出、15款総務費（20項）90万円減額、20款民生費1,340万円減額、25款衛生費（10項10目）190万円追加、55款教育費536万円追加、全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第13号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書、国、県に対し、介護・福祉・医療など社会保障の施策の拡充を求める意見書の提出及び市町村の福祉施策等の充実を求める陳情。賛成少数をもって不採択すべきものと決した。

陳情第14号 介護従事者の処遇改善を求める陳情書、国に対し、介護従事者の処遇改善を求める意見書の提出を求める陳情。賛成少数をもって不採択すべきものと決した。

陳情第15号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書、国に対し、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出を求める陳情。賛成少数をもって不採択すべきものと決した。

陳情第16号 愛知県看護職員15万人体制などの実現を求める陳情書、県に対し、愛知県看護職員15万人体制などの実現を求める意見書の提出を求める陳情。賛成少数をもって不採択すべきものと決した。

以上でございます。

〔3番 志賀恒男君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 以上で、総務常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。
次に、産業建設常任委員長報告に対する質疑を許します。
ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 以上で、産業建設常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。
次に、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。
14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 60号議案の関係で、地域包括センターにかかわる基準を定める条例の制定ということですので、あれこれ改正をするということじゃなくて、制定をすることによって必要にして十分な条例の規定の内容でなければ私はないと思います。条例の内容が未完成、あるいは未熟児というような内容であってはならんというふうに思います。この60号がそういう内容を包含をしているなというふうに私は思っております。この60号は、地域包括支援センターの基準を定めるという形になっております。その基準というものに対して、条例の中では準ずるという規定がございます。この準ずるというのはどうにでも解釈できるということで、幸田町の関係でいきますと、例えば保健師。過去、幸田町は社協に2名を派遣をしておりました。しかし、いつのときからかその派遣をしていた保健師は幸田町に引き上げた、いわゆる本庁に引き上げた。こういう点で一つは質の低下と水準の低下というものがある。それに対して町長は「それは社協の自主性である、独立性だ。」こういう言い方をされております。だがしかし、社協と十分よく相談してというような形でくそ道はあけられた。こういう経過がある中で、委員会ではどのような形でこの質の低下、あるいは人員の関係の基準というものについて審議されたのか、説明答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） ただいまの伊藤議員の質問でございますが、地域包括支援センターの基準を国の基準どおりとすべきではないのかと、あるいは、1カ所ではなく複数の設置にすべきではないのかとか、人員が足りておるのかというような意見も出ましたが、基本的には地方分権一括法の中で、各自治体が自主性を持ってやってくことが求められておるということで、その範囲内の条例の内容となっているというようなことございました。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そういう内容があったということも今お聞きしたわけですが、私がお尋ねしたのは、要は、この条例の中で保健師を確保しなきゃならんよ。だがしかしという形で看護師もその準ずる規定の中に、人数の中に入れる。それは、一つは質の低下を招かないですか。こういう点で委員会での御審議の内容をお尋ねしたわけでありまして。ということと同時に、やはり幸田町もこうした条例を制定をする。制定した後は社協がうまく運用をしてくれよという形で見放す言っては語弊があるかもしれませんが、条例はつくったけども、あと魂を入れるのは社協の仕事だよと、こういうことでいいのかどうなのか。そうしたときに、この条例の中が国の基準に準ずると。準ずるというのは先

ほど申し上げたとおり逃げ道だという形の中で質的な低下と陣容の関係については、この基準を定める条例ですからその基準が抜け道があってはならぬ。規定はあるけれども実際の運用の中で町長の答弁もございました。そうした中で、委員会ではどういう御審議がなされたのかということでもあります。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） ただいまの伊藤議員の質問に対してでございますが、現在の人員の中で社協にお任せではないのかということでもございましたけれども、委託の方法も活用しながら在宅介護支援センターと連携をしてやっていきますということ。

それから、社協へのお任せではないのかという懸念でございますが、社協と一体となって、あくまでも町が責任を持って事業を推進していきますという内容でもございました。以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） お任せではないよ、一体となってやっていきますよといったときに、その一体の内容です。言葉はあっても中身なしというのが町政の今の実態という中で、言葉だけがひとり歩きするけれども内容が伴っていない。こういう中で一体として連携をしながらという言葉だけで、その押さえと言いますか、そういう点ではどこまで詰められたのか説明答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） ただいまの伊藤議員の懸念、質問でございますが、そこまでの細かい審議には至りませんでした。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤議員の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 以上で、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより、上程議案4件と陳情4件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

13番、丸山君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） ただいま討論に附されております議案につきまして、反対の立場から討論をしてみたいです。

第60号議案 幸田町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、第61号議案 幸田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてであります。

この2つの議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るというもので、地方分権一括法第3次で市町村に権限を移譲されるために町で条例の制定をするという内容であります。これは、6月に成立した医療・介護総合法による介護保険の

予防給付サービスを市町村の総合支援事業による代替サービスに移行させるための地方への受け皿づくりにほかなりません。地域包括支援センターは中学校区に1カ所という国の基準が、提案では町内を一つの生活圏とする区域で1カ所とし、さらに、人数がふえると人員の配置増で済ませるというのでは基準の後退につながるものと指摘できるものであります。また、専門職の基準については、保健師などの専門職に対しては限定するものではないとし準ずるもので満たそうとするのでは、これからの地域包括ケアの充実、今までのサービス水準を維持することに逆行するものであります。地域包括支援センターを設置し、町からの保健師を出向させて3職種の人員確保をし、地域介護充実を目指してきた経過からすると大幅な後退であります。地域の自主性を高めるというのなら、人員配置基準では専門職配置を必置とし、地域包括支援センターは中学校区単位に1カ所と条例で位置づけをし、守るべき基準とし、介護サービスの供給体制充実を図るべきであると主張し反対討論といたします。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

13番、丸山君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） 陳情第13号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情についてであります。

さきの通常国会で成立した地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、いわゆる医療・介護総合法は、医療から介護へ、病院、施設から地域へ、在宅へという流れを本格的に進めるために、医療制度と介護制度を一体で見直し、その中心を都道府県に担わせるというものであります。少ない公的サービスと住民の自助と互助の組み合わせでカバーする安上がりな供給体制をつくり上げることを目指すものであります。しかし、日本の75歳以上の人口は2025年に向けて急増し、2025年には高齢化率は30%を超えるとされております。全国の多くの地域で入院、治療の需要が高まります。国も入院病床の必要量は202万病床に上ると推計をしております。ところが、国が2025年構想で示した医療供給体制の全体像では、入院病床については43万床削減して159万床に押さえ込もうとしております。医療・介護総合確保方針は、医療・介護の総合的な確保を掲げておりますが、実態とはかけ離れ、地域で必要な医療・介護サービスを確保していく方針は全く見られないもので逆行するものであります。国は、増税分は全て社会保障のために使うと宣伝し8%への消費税増税を強行いたしました。その上、さらなる消費税10%へのアップも1年半後に強行しようとする姿勢であります。消費税8%への増税は、国民の暮らしを直撃し生活が苦しくなるばかりであります。経済的理由で治療を中断した人や受診を控えた人がふえ、患者になることができない病院がふえていることで医療事業が反映されるでしょうか。今、お金のあるなしで受けられる医療・介護の内容やアクセスに大きな差が生まれております。命の格差が広がっている状況であります。憲法25条は生存権を補償し、社会保障増進の責務は国にあると定めております。社会保障の基本は公的責任であります。この観点に立ち、陳情を採択すべきと求めるものであります。愛知県自治体キ

ャラバンは、県内の全ての自治体を訪問し、各市町村に対し医療・福祉・介護など、社会保障の拡充と、国や愛知県に意見書の提出を求めて要請する行動で、ことしは35年目を迎えております。こうした要請行動の中で、要望事項が実現するなど成果も出てきております。国の社会保障連続解約が強行される中で、住民の福祉・暮らしの充実を求める陳情は切実であり、この陳情の採択を求め賛成討論といたします。

次に、陳情14号 介護従事者の処遇改善を求める陳情書についてであります。

介護保険制度は14年前、家族介護から社会で支える介護へというスローガンを掲げ2000年に導入をされました。介護のニーズが高まる中で、社会福祉という志から介護職を目指す若い人がふえてきております。歴代政権も介護を新たな雇用創出分野と宣伝をしてきましたが、介護従事者や低過ぎる社会的評価などの問題の解決は先送りし、さらに、安倍政権は介護分野への外国人労働者の受け入れを拡大する方針まで打ち出しており、安い介護労働で補おうという姿勢であります。全労連の調査では、介護労働者の平均月収は20万8,000円、全産業の平均29万6,000円を大きく下回っております。こうした低過ぎる賃金と長時間労働サービス残業、そして、福祉への所信を生かせない労働条件のために、介護現場は慢性的な人手不足に陥っております。このような人手不足を外国人労働者を安い賃金で補おうとすることでは、介護従事者の賃金、労働条件の引き下げにつながりかねません。国の責任で介護労働者の賃金アップ、介護報酬の底上げによる常勤化の促進など、労働条件の改善をしなければ介護従事者の不足が深刻となるばかりであります。高齢化が進む中で介護を支える人の処遇改善は待ったなしであり、高齢者が安心して暮らせる社会を実現するためにも、この陳情に賛成するものであります。

次に、陳情第15号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書、陳情第16号 愛知県看護職員15万人体制などの実現を求める陳情書について、合わせて賛成討論をいたします。

高齢化のピークとされる2025年の医療事業と医療の必要量の推計について、国は2025年構想で示した医療供給体制では、医療分野では163万床が必要にもかかわらず地域医療構想をもとに32万床も減らす計画で、都道府県でつくる医療費適正化計画の名のもと公的医療費削減を推し進めようとしております。特に、看護師の人員配置が最も手厚い7対1看護病床は、2025年までに高度急性期の機能を持った病床として半減させる計画となっております。しかし、7対1看護病床は急速に進む医療の高度化や、患者の高齢化、重症化のもとで、看護の人員が多い体制とは決して言えません。このように安倍政権の社会保障・税一体改革路線のもとで、社会保障について自助、自立のための環境整備を行い、医療、介護を中心に社会保障給付についても、いわゆる自然増も含めて聖域なく見直し、徹底的な効率化、適正化をしていく必要があるとしております。2025年の高齢化社会を見据えて大事なことは、国の公的責任で地域医療の実態に応じてさまざまな医療機能に対応できる入院病床や看護施設、住まいなどを確保することです。そのためにも、医師、看護師不足の解決をすべきであります。国や県に対し拡充を求めて、幸田町議会として意見書を提出すべきと主張をし、賛成討論といたします。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 次に原案反対の方の発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を求めます。

賛成討論、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結といたします。

これより採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

採決は、議案番号順に採決し、その後、陳情の採決をいたします。

まず、第59号議案 幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決すべきものと決したであります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第59号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第60号議案 幸田町地域包括センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、本案に対する委員長報告は可決すべきものと決したであります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第60号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第61号議案 幸田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、本案に対する委員長報告は可決すべきものと決したであります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第61号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第62号議案 平成26年度幸田町一般会計補正予算（第4号）、本案に対する委員長報告は可決すべきものと決したであります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第62号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、陳情第13号 介護・福祉・医療など社会保障の施設拡充についての陳情書に対する委員長報告は不採択すべきものと決したであります。陳情第13号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第13号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第14号 介護従事者の処遇改善を求める陳情書に対する委員長報告は不採択すべきものと決したであります。陳情第14号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第14号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第15号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書に対する委員長報告は不採択すべきものと決したであります。陳情第15号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第15号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第16号 愛知県看護職員15万人体制などの実現を求める陳情書に対する委員長報告は不採択すべきものと決したであります。陳情第16号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第16号は、不採択することに決しました。



日程第3

○議長（大嶽 弘君） 日程第3、第63号、第64号、第65号、第66号、第67号議案までの5件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、第63号議案、議案書の1ページをごらんいただきたいと存じます。

第63号議案 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由につきましては、議会の議員に支給する期末手当の支給割合を改定することに伴い、必要があるからであります。改正の概要につきましては、12月の期末手当の支給割合を100分の155から100分の170とし、その他、引用条項及び字句の整理をお願いするものでございます。施行期日は交付の日から施行し、改正後の期末手当の規定については、平成26年12月1日から適用するものでございます。議案関係資料につきましては1ページから2ページでございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、議案書3ページをお願いいたします。

第64号議案 幸田町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正についてでございます。

提案理由につきましては、町長及び副町長に支給する給料月額及び期末手当の支給割合を改定することに伴い、必要があるからであります。改正の概要につきましては、報酬審議会の答申に基づきまして、平成8年11月5日の報酬審議会以来、町長の給料の月額を85万円から86万円とし、副町長の給与月額を65万円から67万円とし、12月の期末手当の支給割合を100分の155から100分の170とし、その他、引用条項及び字句の整理を行うものであります。施行期日は交付の日から施行し、町長及び副町長の給料月額の改定につきましては、平成27年4月1日から施行するものでございます。改正後の期末手当の規定につきましては、平成26年12月1日から適用するものでございます。議案関係資料につきましては、3ページから5ページでございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、議案書5ページをお願いいたします。

第65号議案 幸田町教育長の給料・勤務時間・その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由につきましては、教育長に支給する給料月額を改定することに伴い必要があるからでございます。改正の概要につきましては、先ほどの町長、副町長と同様のことでございますが、平成8年11月5日の報酬審議会以来改定してございませんので、教育長の給料月額を60万円から62万円に改めるものでございます。施行期日は、平成27年4月1日から施行するものであります。議案関係資料は6ページから7ページでありますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、議案書7ページをお開きいただきたいと思います。

第66号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由につきましては、国家公務員の給与の改定に準じ、職員の給与を改定することに伴い必要があるからであります。改正の概要につきましては、給料表を国家公務員の俸給表の改正に準じ改正し、平成26年12月以降における職員の勤勉手当の支給割合を100分の67.5から100分の82.5に改めるものでございます。施行期日は交付の日から施行し、改正後の給与の月額の規定につきましては平成26年4月1日から、改正後の期末手当の規定につきましては平成26年12月1日から適用するもので

ございます。議案関係資料は、8ページから21ページでございますので御参照いただきたいと存じます。

続きまして、補正予算につきまして御説明をさせていただきます。

第67号議案 平成26年度幸田町一般会計補正予算（第5号）であります。別冊となっております補正予算書1ページをお開きいただきたいと存じます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ152万7,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ137億2,820万7,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、まず歳入であります。補正予算説明書8ページ、9ページをごらんいただきたいと存じます。

75款の繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を152万7,000円を追加し財源調整をいたすものであります。

続きまして、歳出につきまして説明させていただきます。補正予算書の10ページ、11ページをごらんいただきたいと存じます。

10款の議会費につきましては、議会の議員に支給する期末手当の支給割合の改定により、職員手当等109万2,000円を追加するものであります。15款の総務費につきましては、総務管理費におきまして町長及び副町長に支給する期末手当の支給割合の改定により、職員手当等32万7,000円を追加するものであります。55款の教育費につきましては、教育総務費におきまして、幸田町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う教育長の勤勉手当の支給割合の改定により、職員手当等10万8,000円を追加するものであります。給与費明細書につきましては12ページをごらんいただきたいと存じます。また、議案関係資料につきましては23ページから24ページでございますので、御参照いただきたいと存じます。

以上が、平成26年幸田町一般会計補正予算（第5号）の概要でございます。以上、今回追加提案させていただきますので内容を説明させていただきました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 提案理由の説明は終わりました。

これより、ただいま議題となっております第63号議案から第67号議案の5件について質疑を行います。質疑は、会議規則第55条及び第56条の規定により一議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いいたします。理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限に鑑み簡明なる答弁をお願いします。

初めに、第63号議案について質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 夏の人事勧告に基づいて、この期末手当の引き上げを特別職である議員の期末手当にも適用するという内容であります。議員といたしましては、過日の三河版に載ってございましたけれども、高浜市議会では市議のボーナスに当たる期末手当を0.15カ月分引き上げる条例改正案を否決したというふうになっております。この引き上げに反対をするという提案に対しては、議会側からは景気は回復してなく市民

の理解が得られないといった意見が出されて、全会一致で否決をしたという内容であります。幸田町議会では、もう既に議員の期末手当につきましては振り込みがされており、12月1日からの適用となっているわけでありますが、こうした条例改正に基づいては、例えば臨時会で提案をすとか、そのようにしていかなければもう既に振り込まれている、こういう内容であります。ですから、やはり改正に当たっては前にやるべきではないかというふうに思うわけであります。また同時に、幸田町民の置かれている立場から言えば、私は期末手当の引き上げには反対をするものであります。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 新聞報道につきましては承知をしているわけですが、今回、条例提案が議会最終日ということをお願いをするわけですが、これにつきましては、法律のこちらのほうの関係します特別職の職員の給与に関する法律の公布及び法案の可決、あと交付のほうがおくれておまして、その関係で当初からお願いをすることができない状況でありまして、臨時議会の中でもそれが間に合わなかったという形で最終日をお願いをする内容でございます。

それと、ボーナスの関係でございますけれども、12月10日支払いをさせていただいておりますボーナスにつきましては、従前の0.15カ月を含まない形で支給をさせていただいております。今回この条例を可決していただければ、これにつきましては予定でありますけれども12月26日にその差額分0.15カ月分を支給させていただくという内容でございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 適用は12月1日からということで、この差額分は12月26日に振り込むということでありまして、しかしながら、この提案が間に合わなかったということでありまして、高浜市議会等では、既に臨時会も開きながらこのように対応をしているわけでありまして、なぜ幸田町が間に合わなかったのかと。その辺についてお聞きをしたいというふうに思うわけでありまして、また、新城市議会でも11月に臨時会を開いてやっているという状況の中で、最終日という、しかもこの内容は今提案をされて即採決という状況の中で十分審議する機会がないと、そういう中で行われるわけでありまして、その点についての説明をいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） こちらのほうの関係します法律につきましては、衆議院が11月4日、参議院が11月12日にそれぞれ可決をしまして、交付の日が11月19日という形で法律のほう公布をされております。その中で、11月21日の議案説明かという形がありまして、なかなか当初には間に合わせることができないという形で最終日をお願いをする内容でございます。また、近隣市におきましても、当然当初から提案をしておる市町村もあるわけですが、西尾市にあつてはこの12月18日の最終日に提案をし、18日に可決をするという内容になっております。議員さんにつきましては期末手当の改定でございますけれども、名古屋市を除きまして53市町村あるわけですが、その中で51市町村が11月なり12月に提案をさせていただいておるという内容で、今、議員が言われますように新城市なり東栄町というのは今回は条例改正

のほうを提案しておりませんが、その内容については承知はしておりませんが、提案はしていないというのは資料の中では把握はしております。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 0.15月の期末手当の引き上げに伴う増額分、差額分、これについてお示しいただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 今回の増額分でございますけれども、補正予算に関係をいたしますけれども、16人全体で109万1,850円になります。一人当たりに換算しますと約6万8,000円という形になります。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） ほかにありませんか。

以上で、第63号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間休憩とします。

休憩 午前 9時52分

再開 午前10時02分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

次に、第64号議案について質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 先ほどの町長の説明をちょっと聞き漏らしたわけでありましてけれども、報酬審議会をいつ開かれたというふうにおっしゃったか、再度説明がいただきたいということであります。

次に、町長が給料の月額を85万円から86万円に1万円引き上げ、副町長を65万円から67万円に2万円引き上げられます。合わせて、人事勧告に基づく期末手当の支給月数の引き上げでは、12月期に1.55月を1.70月で0.15月の引き上げ提案であります。これによって年間の町長の総額支給、合わせて副町長の総額支給、これについてお答えがいただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） まず、報酬審議会の関係でございますけれども、これにつきましては11月5日、水曜日に午後から開催をしております。

それと、あと年収の関係でございますけれども、これにつきましてそれぞれ給料と期末の支給を改定した場合ですけれども、前回に比べて町長の場合ですと34万9,825円、今回の給料の1万円と0.15カ月を増加したことによる影響額でございます。

次に、副町長の関係でございますけれども、2万円と0.15カ月の関係で47万1,275円の増加でございます。

次に、教育長の関係でございますけれども。

○13番（丸山千代子君） 教育長は聞いとらん。

○企画部長（大竹広行君） よろしいですか。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 報酬審議会での答申はどのような内容であったのかお聞きしたいと思えます。

次に、今、町長と副町長の増額分のみをお答えいただいたわけですが、一年間の年収にすると総額幾らになるのか、それぞれ答弁がいただきたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 審査会の中で各委員さんの言われた内容ということでよろしいかと思えますけれども、何をもって報酬額を妥当と判断するのか非常に難しいという内容だとか、現在、景気も少し回復をし、一般職も上がるので今回上げたかどうかという内容です。それと、あと議員さんにつきましては、平成9年と20年に引き上げられておるけれども、平成9年の引き上げから18年間据え置きというのは見直す時期ではないかというような内容と、上げるのはいいと、金額は近隣市町を見て判断してはどうかという内容であります。あと、基本的には他の市町村とバランス、比較の観点で上げる方向でいくべきであろうという内容。近隣市の状況を総合的に判断すると、一律というのは余り好ましくないの、額の差をつけたらどうかということで町長1万円、副町長2万円という形で。あと、全員一致で町長1万円、副町長2万円、平成27年4月1日から実施するという、委員会の中で各委員さんの主な発言がございました。

それと、あと年収の関係でございませう。町長につきましては、現行が1,383万5,875円、これが給料1万円と0.15カ月増額されることによりまして1,418万5,700円で、先ほどの答弁をさせていただきました34万9,825円という形になります。

次に、副町長の関係でございませう。現行は1,058万375円、これが2万円と0.15カ月をふえるということで、1,105万1,650円、差額は先ほど答弁させていただきました47万1,275円という形になります。

以上でございませう。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 町長、副町長等の特別職につきましては、この間ずっと引き上げをしてこなかった。据え置きのままでありました。また、前近藤町長におきましては、一年間でしたか給与のカットと、こういうこともされながら据え置きをしてこられたわけですが、しかし、先ほどの報酬審議会の答申をお聞きをいたしますと景気が回復をしてきているというようなことで上げたかどうかというような意見があったということでもありますけれども、しかしながら、今消費税が8%に増税をされ、また、アベノミクスによる円安等によって景気が回復したとは言えない。とりわけ国民、あるいは町民におきましては生活が厳しくなったというふうなことでアベノミクスは失敗だと、こういう声も上がっているような次第であります。そういう中におきまして、やはりこの時期に上げるのはいかがかという思いをするわけであります。そうした点での、なぜこの時期なのかということもございませうけれども、それについてお答えがいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 今、議員が言われましたように町長の関係でありますと平成9年4月1日に報酬審議会の答申に基づき85万円に引き上げをさせていただいております。平成18年4月以降、選挙公約や経済状況により特例条例を制定をし、80万円、75万円と引き下げをしております。平成22年8月から特例の条例の期間終了によりまして現在の85万円になっております。以上の経過から、何度も申しますように平成9年から18年間引き上げをされていないという状況でございますので、そういう中で、また先ほど言いました16町村の中で人口が4位、財政力指数が2位、県下の不交付団体4町村、一般会計の歳出規模が3位という中で、それぞれ町長が月額ベースでありますけれども6位、副町長が9位、教育長も9位という形で、今の時期に諮問をさせていただいて答申をいただいたという内容でございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 先ほどの町長の説明でいきますと、報酬審議会の答申を得てと、こういうことですが、御存じのように報酬審議会というのは諮問機関ですよ。諮問機関というのは、当局が、いわゆる町長が報酬審にこうしてほしいと、ああしてほしいという諮問をする。諮問を受けて報酬審がその諮問に対する答えを出すと、こういう流れですよ。ですから、報酬審の答申だけがひとり歩きする、こんなことはないわけ。したがって、あなた方は、あなた方というよりも町長は、報酬審にどういう諮問をされたのか、諮問の内容について答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 諮問の内容でございますけれども、これにつきましては、幸田町特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について審議会の意見を求めますという内容で、町長及び副町長の給料月額についてという諮問内容でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたは私の言ってることを理解しとるの。条例の第2条に下記の事項について報酬審議会に諮問することができる、そういうことを聞いとるんじゃない。あなたは、私の言ったことについての理解度がどこまであるのか。物事に対する考え方、あなたの感覚だ。今の答弁だって如実に示されとる。私は、諮問機関ですから町長が諮問機関として報酬審にどういう諮問の内容をされたのかと。条例規定云々なんてことは一言も言っとらん。なぜ横道にそらせるような答弁をするのか。それをずっとやられるならあなたに答弁能力なしと、こういうことになる。ですから、何遍も言うようですが、諮問をされた内容はなんですか。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 諮問をした内容ということでございますので、町長及び副町長の給料月額についてという諮問をしております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） だから、現在この金額でいきますと町長が85万、副町長が65万

と、この月額でいいですよということであな方が諮問をされたということですよ。月額について云々ということは。ということになりますと、諮問を受けた報酬審が勝手に判断した内容だ、こういうことですよ。こんなところであなたと禅問答なんかやりたくない。まともな答弁ができないならできないでちゃんと言ってください。後変えるから。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 議員が言われるのは、ちょっと私のほうの答弁とどのように違うのか理解ができなくてまことに申しわけないですけども、ただ、事務局としましては、こちらのほうの先ほど言いましたように、町長と副町長の給料月額について意見を求めますということで特別報酬審議会のほうに上げさせていただいておるという内容でございます。同じような答弁になってしまいますけれども、それがちょっと私の理解不足かどうかわかりませんが、そのような内容で審議会に給料の月額について内容を審議していただきたいということで諮問をさせていただいたということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 意見を求めた、白紙で求めたのか。茶飲み話で、私たちは報酬審の皆さんの御意見をお伺いをしたいよと、手ぶらでまいりましたと。町長の給料は85万円、これがいいか悪いかということも含めてあなた方の御意見をくださいよという形で望まれたんですか、何も知恵なしと。言ってみれば、報酬審というのは隠れみのですよ。隠れみのは隠れみのかとして有効に活用して今回提案されたわけだ。その隠れみの中であな方が何をごそごそしてきたのかということなんだ、わかりやすく言えば。町長の、あるいは副町長の月額報酬について報酬審の皆さんの御意見を聞きましたと。公式答弁だ。どういう意見を求めたのか、どういう諮問をされたのか、これが最後だ、あんたに聞くのは。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 先ほど私が答弁をさせていただいたのは、諮問書の内容について答弁をさせていただきました。当然、その中には資料1から4までという形で、それぞれ今までの過去の報酬審議会の経過、今回の給与勧告の骨子とか、あと先ほど言いましたそれぞれの行財政規模の状況の資料、それと、あとそれぞれ町長、副町長の給料月額、年収の比較というものを資料として添付をさせていただきまして、それに基づいてそれぞれ事務局のほうで町長、副町長の今の現時点での状況について説明はさせていただいております。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） もうあなたはいい。町長、あなたは12月18日の議会運営委員会に出られて挨拶を兼ねた発言をされております。その中で定例会最終日、つまり、きょうの関係で追加の議案を提案します、こういうお話をされておる。その話の中で幾つか言われたわけですが、町長の「特別職の給与改定については報酬審の経過を踏まえて」、これからです。「私も腹を固めてお願いをする」、そんな格好をつけることかということか。いかにももったいぶつとるなというあなたの性格が出るわけですが、「腹を固め

て」というのはどういう意味合いですか。ということは、報酬審にそれなりの、いわゆる仕掛けをされたら、言葉が悪いけどな。報酬審はざら場で何でもいいから意見を言ってくださいよというような、企画部長は全部報酬審に悪者にしたと。悪者にしたんじゃないです。例えば、悪者にするような仕掛けをしたのは事務レベルです。町長の85万円の月額報酬、近隣市まちの状況や我がまちの財政力は、この水準でいいのか、こういう迫り方をしたということなんだわな。英知ある報酬審の皆さん、私の意のあるところを汲んでいただきたい、こんな腹芸をやってきたんだ。その腹芸が町長をして腹を固めて決意をしてお願いをすると、こういう大仰な構えになったとこういうことなんです、町長、その「腹を固めて」という意味合いはなんですか。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） まず、お断りしとかなきゃいけないのは、報酬審議会というものに対しまして、私も副町長も出席できないということでございます。冒頭の御挨拶だけはさせていただきますけれども退席いたしまして、報酬審議会の皆さん方に御審議をいただくというものでございます。

先ほど、私も議会運営委員会でこの改正につきまして、過去18年間のずっと長い間に近隣の市町におきましてはそれぞれいろんな改正をなされておまして、そういう中で私どもの先輩もずっと辛抱されてきておられた中において、このままで本当にいいのかと。実際は、我々首長も副長も、その関係もかなり厳しい状況の中でたくさんの税金をいただいているわけでありまして、それだけでは済まないいろんなおつき合いもございまして大変の中でいろいろやっております。そういう中で、この際、私も腹を決めて報酬審の皆さん方の御意見に従って提案をさせていただこう、そういう意味で申し上げたこととさせていただきます。本当に皆さん方の税金をいただくわけとさせていただきますから、それなりに一生懸命仕事はさらに進めてまいります。一つお許しをいただきまして、御可決いただければ幸いに思っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたというよりも町長、副町長が報酬審に出られないことは承知の上だ。お二方が出て諮問の内容はこうですよとってお二方が説明すれば、報酬審の皆さんは顔色を見なきゃものが言えん。あるいは後ろを向いてもものが言えん。こういう点でいけば公正中立という建前からいって必要にして十分な意見がかわされるかということになるとそれは疑問です。ですから、あなたの言われるように「私は報酬審に出ることができませんので」というのは取ってつけた理由、そんなの初めからわかっどる。それを腹をかためたという形の中で今いろいろ言われた。こういう中で、18年間私は我慢してきたと。私はというよりも、幸田町は町長の報酬を含めた特別職の報酬については我慢してきたと。長きにわたって改定をしてこなかった。たまたま前の町長は思い切りよく特例を設けて給与を10万円下げたと。この関係であなたが町長に就任したときに私はお聞きした。前の町長の考え方、住民に対する対応の問題、引き続きあなたは継続されるかと。私はやりませんと言った。やりませんと言って現行水準をあなたが町長になってすぐ回復しちゃった。特例を廃止をした。廃止をして現在の水準に来た。こういう中で、18年間自主的なアップをしてこなかった、このままでいいのか、何かこ

ちらにさじを投げられておるけども、このままでいいのかというのはあなたの思いなんだ。近隣市まちとのおつき合いもございまして、それはあるでしょう、町長ですから。その町長のおつき合いがあることを予算で裏づけしてるのが町長交際費。それは町長交際費でおやりになればいいわけだ。町長交際費では足りないということであるならば、来年度の当初予算の中で町長交際費を上げればいいじゃないですか。いろんなつき合いもあるからといって、交際費で賄えない部分をあなたが言われるというなら、それは私的な交際です。私も町長という立場があるけども、あっちからこっちからお呼びが係って、あっちへ行っても、こっちへ行っても大変だから、私的なつき合いがあるから大変ですよという理屈で町長給与を上げられるという点からいくと公私混同。小淵優子と一緒に。こういうやり方で今のあなたの提案の内容が理解されるのかどうなのかということです。例えば、町長の年収でいけば今回のアップで1,418万円、副町長が1,105万円と。この水準が幸田町の町長として、副町長として対面を保持することができる。前の改定、いわゆる現在の水準では町長や副町長としての対面が保持できないと、こういうことにつながるんですよね。私も世間のつき合いは大変でございましてからといって公私混同、こういう形で物事を曖昧にされる点でいけば、結局、住民の皆さんはお手盛りだなと。そして、それを取り巻く茶坊主は議会の中でもその全体像を明らかにしない。茶坊主にずっと囲まれて85万円が86万円になる。1,400万円からの年収を得るという点でいけば、まさに町民の皆さんの理解が得られるのかどうなのか。そういう経過を踏まえていくなれば、あなたの答弁の中でも公私混同が激し過ぎるというふうに思うわけですが、これはいかがですか。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 公私混同が激しいというようなお言葉でございましてけれども、いろいろおっしゃったわけでありまして、特例でずっと私も副町長をやっております。そのときは前町長が下げるからどうだと、辛抱してくれということで副町長をずっとやってまいりまして、やはりそれ相応の職におけるいろんなおつき合いとかいろんなものがございまして。大変厳しい状況下に味わってきたこともありますし、前町長はある意志を持って、おれはこれがあるから辛抱してくれというような話もございました。そういうこともいろいろあったわけでありまして、その流れの中でやはり市と町というのはかなり、市でも小さな市によりますとうちより財政力がほとんど余り変わらない、財政力が悪い、税収が悪いというようなところでもかなりの報酬をいただいているところもありますけれども、私自身は本当に今回先ほど申し上げたように、伊藤議員も言われたように、この報酬をあげることに決断をさせていただいた。このままでまた18年、20年、30年とこのままでずっといいのか。あるとき一度考え直してみても、いろんな御意見をいただくだらうけれどもあえて今回の提案とさせていただいたということでございます。上げていただいたものにつきましては、さらに一生懸命努力をして仕事をしてまいりたいというふうに思っております。

それから、交際費につきましては、いろいろ今公表いたしております。私の交際費は何に使ったかというのを今ホームページで公表しております。中身を見ていただければ十分内容はどこに使用しているか、冠婚葬祭、それから、皆さんの激励、子ど

もたちのさらなる激励、そういうものに使わせていただいております。それ以外のものにつきましては私的だと伊藤議員はおっしゃいますけども、そればかりではないわけですので、その辺の胸算用、一つ御理解いただければというふうに思っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今のお話で答弁を聞きまして、過日行われました都築議員の一般質問に対するあなたの答弁、つらつら思い出したわけですが、結局、あなたの答弁でいくと我がまちは財政力が豊かだよと、税収も他市まちとは違うよと。そのまちにふさわしい町長の月額給与は高くはないか、こういう発想ですよ。それはまさにおごりだ。おごりの精神は「私は2期目に当たっておごらずにやっていきたい。」池田議員の一般質問に対するあなたの答弁。そして、都築議員の島原との交流について、あなたはどうか御答弁した。「島原は貧乏なまちじゃないか。」と、農業、漁業、観光、それで成り立ってるまちですよ。まさにおごり、高ぶり、見下し、それがあなたの感覚。まさに、ここに今あなたも答弁されておるように、我がまちの置かれた水準は財政力はどうか、税収はどうか、そして、今のままのこれでいいのかという自問自答して、いや、我がまちはこんな状況で85万円で町長の給料なんていうのはとんでもないと。その返す刀で、このままで20年先、30年先、それでいいのかと。そうじゃない。今、あなたはこの段階で上げたいという提案をしたときに、30年先、20年先もどうだなんていう議論をやるのはまぜ返し。85万円を86万円にする。そうしたときに、町民の置かれている生活の状況、経済の状況、どうかと。我がまちの税収がということと言われるなら、リーマンショックで幸田町が1.0を割り込むことはなかったけども、ぎりぎりのときにいったときに前町長は給与の引き下げをされた、これは当たり前なんです。あの人は特別だと、時の町長がやるもんで私はやりたかなかったけど、それは反対しちゃあいかんから前町長が引き下げると言ったから、私も連れしょんべんでやらざるを得なかったよと、無念にやるかたなしと、こういう思いがにじみ出るといふ点からいって、今回の給与引き上げ、月額1万円、副町長2万円、その金額の多少の問題ではなくて、一つは町政の最高責任者として行政に携わるあなたの感覚、まさにおごり、高ぶり、そして、見下し。我はと、こういうものがにじみ出た答弁だと、こういうふうと思うわけです。そこら辺は池田議員に対するあなたの答弁で「私は引き続きおごらずにやっていきたい」と。あるいは、都築議員の島原との交流に対する質問で「長崎は財政力が0.4だ」と、「産業は、といえば観光と漁業と農業だ。言ってみれば貧しいまちじゃないか。」と、こういう感覚はまさに片一方では私はおごらず、片一方ではおごり、高ぶり、見下し、こういうチャランポランだ、こういうことが指摘できると思うんですけど、今回の関係でも企画部長は絶対口を割らない。口を割らんってこんなところで頑張ることじゃないわけじゃん。諮問機関として報酬審に幾らの報酬を上げるということを出したのか、よう答弁せえへん。そういう茶坊主に守られておるといふことだけは申し上げて、町長の答弁をいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 大変、言葉が聞いておりますと非常にちょっとさみしいな。茶坊

主だ何だかんだといって余り品がよろしい言葉ではないだろうというふうに思っております。

私は、次のことについて、島原が貧乏だからどうかってそんな答弁をした思いは一切ございません。それは、都築議員もおわかりになってるかと思えますけれども、そのように私の言うことを捉える方がいらっしゃるということについて、私は慎重に今後もさらに言葉を謹んで多くを語らない、そういう答弁になるだろうというふうに思っております。やはりお互いにわかり合えるような話をさせていただこうというふうに思っております。私は一度もそのようなお話をした思いはございません。今後におきましても、さらに私がもしおごりが見えるようなことであるならば、さらに私は理解をしてまいりたいというふうに思っております。この件につきましては、いろいろ申し上げましたですけれども、御理解を賜ってよろしくお願いをしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

以上で、第64号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第65号議案について質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 同じ質問の内容でございますが、教育長も18年間据え置きをされてきたという中で60万円を62万円に引き上げをするという内容であります。期末手当につきましては、これは教育委員会のほうの職員と同じでありますので出ていないわけですが、合わせて引き上げたことによるアップ分と、それから、人勤による期末手当の引き上げ分、年収についてお答えがいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 教育長の改定でございます。これにつきましても平成9年から18年間引き上げがされてない状況でございます。今回、月額については2万円と、あと期末につきまして0.15カ月のアップということで、現行につきましては、年収につきましては1,004万4,000円、給料2万円アップと0.15カ月で年収については1,049万400円ということで、差額としまして44万6,400円という差額になります。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 町長と教育長の給与の関係でありますが、現在、教育長は60万円、町長は85万円、その比率でいきますと教育長の60万円を100%とした場合、85万円の現在は141.7%、こういう形になります。私がお尋ねするのは、町長と教育長の給与の関係についての考え方はあるのか、この点について伺います。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 町長と教育長との関係につきましては、直接的にはないかと思

います。ただ、総合的な判断の中には当然そのようなことも入ってくるかと思えますけれども、直接的にはないかというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今回、改定でいきますと教育長が62万円、町長が86万円、先ほどと同じように教育長の62万円を100%とした場合、町長の関係が86万円で138.7%こういう関係がある。直接的にはないけれども間接的にはあると。言ってみれば関係するんだと、こういうことなんですよね。その関係するという考え方はどこにsの基礎、あるいは基準、そうしたものをお持ちですかということのお尋ねをしとるわけ。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） これにつきまして基準はございません。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 基準はないけれども、その時々状況にということ、1つは、教育長と町長との関係は不文律の関係だよと。こういう関係だよという理解をするわけですが、それでよろしいですか。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 不文律があるかどうかということですけど、これにつきましても直接報酬審議会の中に諮問をする内容ではございませんけれども、過去から慣例的に教育長のものについても報酬審議会の中で御審議をいただいておりますので、報酬審議会の中でそれぞれ論議をされて、その中で額等が決まってくるというふうに、諮問をされれば答申されるという内容かと。

済みません。教育長については諮問答申はございませんので、そういう中でお話が、論議がされておるということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 教育長は諮問の対象じゃない、お説のとおり。ただ、そうしたときに過去の幸田町の事例からいくと、町長、副町長、教育長という形で3人並べてそれぞれ現在の現行水準の給与月額がいいかどうかという点でお話をされた。今回もされておる。私はそれがいかんと言っとるんじゃない。現実にはそういう流れの中で教育長の給与については町長との対比の関係でさしたるものはございませんと。ということは不文律なんですよね。不文律とは暗黙の了解事項だ、こういうふうに解釈をするわけですが、つまり、文書には書き改めていないけれども見えざるものがあるよ。つまり、暗黙の了解事項として町長と教育長との給与の差額の関係があるということじゃないですか。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） これについて暗黙の了解とかそういうことはないかと思えます。それぞれ先ほど言いました報酬審議会の中で合わせて論議をしていただいて、給料月額について教育長にあっても近隣市の状況等を踏まえてどうかということで、その場で議論がされておるという内容だというふうに理解しております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そういうものはないよと言いながら、現実には飛びぬけた形で教育長が上がるという点でいけばあなた方は抵抗するだろう。抵抗するというよりも事務局

レベルとしてそういう関係資料は報酬審には出さないわけです。出さないというよりも、あなた方が目指している町長と教育長との給与差、これは暗黙の了解、あるいは文書にはしないけれども現実にはあると、こういうことですよね。そういう点でいきますと、先ほど教育長を100としたという形ですが、また逆な言い方を見ますと町長の86万円を100とした場合、副町長は77.91、教育長は72.10だと、こういう差がある。この差については、ちょっと過去にさかのぼるわけですが、ときの大浦町長の時代に思い切って町長の給与が上げられたと。これに形に引きずられていなくて当時は助役とっておりましたが、助役の給与の上がりが悪かったということで、議会の中でおまえおしゃなんだという人がおりました。そうしたときに私はまちを代表すると、助役は内部事務を統括をすると、こういう形で議会に説明答弁されたということを私は記憶しております。それがいいとか悪いとかいうことではない。要は、町長を100としたときに副町長のレベル、教育長のレベル、そこら辺の物差しはお持ちですかといったら持つとりゃへんよと。持ってないよといったらその時々で、腹づもりで事務局レベルで上げ下げをします。金額の上げ下げじゃないです。比率の%の上げ下げはできるわけだ。そういうことで今後も望まれるということですのでよろしいですか。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 教育長は伊藤議員承知のとおり一般職であります。特別職ではありません。それに準じた形の整備を今までずっとしてきてるわけでありまして、今後、整備がされますと4月以降については新たに教育委員会の条例等改正を求めますと、私、今度は副町長と同じような職になるわけですけども、現在のところは一般職ということでもあります。そういう中で、教育長、大変恐縮なんですけども校長先生の給料のほうが高いです。それよりも低い今の教育長は給料でやっていただいているわけでありまして、少なくとも教育機関の長として我々と同じような責任を持つ、責任のある職責であるということでの今回私どもと同じように提案をさせていただいているものでございますので、その辺を御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今、町長が答弁の中でふれられました。来年の3月、もしくは6月に教育委員会にかかわる条例の改正が出てくるであろう。それは法の改正に伴ってその内容は私にすれば改悪をする。首長が教育委員会に支配、介入をする糸口をつくると。そして、今は行政機関として町長部局とは独立の関係になる、法的には。こういう形の中で、今回法が改正されて首長が教育委員会に支配、介入をする糸口がつくられた。それを具体的にどうする、こうするというのはそれぞれの市まちの条例によって規定がされてまいりますけれども、その規定される内容というのは極めて限定的な内容だということである。ですから、あなたの言われたように教育長は一般職であって特別職ではない。しかし、慣例的に特別職という考え方の中で教育長も報酬審の中の協議のテーブルに上げてこれではよかんべえかのうという形で、よっしゃーということになり改定されるのは議会の議決の要件になる。議決の要件になるということは、それなりの一般職の関係とはちょっと違った形の中での教育長の月額報酬等を含めたあり方が今あるわけ。そうしたときに、これからどうするということがじゃなくて今の現状のこの提案の中で、

町長と教育長の年額対比の関係は、それはまさに不文律の問題であって文書には書き改めました。あらわさないけれどもあるんだよ、暗黙の了解事項だよということの理解でしか今できんわけですが、それでよろしいですか。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 報酬審議会の中には、先ほどちょっと言いました資料1から資料4という形で、それぞれ資料のほうを提出をさせていただいて、その資料を見ていただいて委員さんの中で論議をしていただいております。当然、教育長の関係につきましても県下のそれぞれの月額につきまして資料を提出をさせていただいております。一覧表として出させていただいております。そういう中で議論はされたということでございます。当然、諮問、答申という形ではございません。この審議会の中では一般職である教育長にはそのような規定はありませんけれども、先ほど言いましたように過去の慣例でちょっと論議をしていただいているという内容でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 以上で、第65号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第66号議案について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 以上で、第66号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第67号議案について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 以上で、第67号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって質疑を終結いたします。

ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時01分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております議案を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、上程議案5件について、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

13番、丸山君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） 現在、提案されております議案について、反対の立場から討論を
してまいります。

第63号議案 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部改正について、第64号議案 幸田町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関
する条例の一部改正について、第65号議案 幸田町教育長の給与、勤務時間、その他
の勤務条件に関する条例の一部改正について、基本的な立場から討論をしてまいります。

この条例の改正案は、人事勧告に習って町長、副町長、教育長と、そして、議員の期
末手当について12月期1.55月を1.70月に0.15月引き上げるものと、町長の
給料月額85万円を86万円に1万円の引き上げ、副町長は65万円を67万円にし2
万円の引き上げ、教育長60万円を62万円に2万円の引き上げをするというものであ
ります。この特別職並びに教育長につきましても、18年間据え置きをしたという状況
の中での引き上げというものでありますけれども、しかしながら、現在、町民の置かれ
ている立場について申すならば、アベノミクスによる円安、物価上昇、そして、実質賃
金がマイナスなのに加え、4月からの消費税増税は住民の暮らしや営業をより一層圧迫
するものとなっております。消費税は収入の低い人ほど負担が大きくなる逆進性の強い
税であります。このように労働者の実質賃金が大幅に減少している中で、手当の引き上
げや給与の引き上げに対しては町民の理解が得られないというものであります。また、
こうした状況の中で高浜市議会では議員の期末手当についても市民の理解が得られない
という中で否決をされたということもつけ加えておきたいというふうに思います。今回、
職員給与につきましても引き上げということでありまして、しかしながら、人事
勧告が示している給与制度の総合的な見直しの中では平均2%の引き下げを行い、そし
て、これを再配分をしていくという中で職員給与の引き下げもこれから行われようとし
るものでありまして、公務員におきましては連続引き下げという状況の中で、私は今回
の特別職並びに議員の期末手当、そして、教育長の給与の引き上げにつきましても今の
時期ではないと指摘をするものであります。よって、この3つの議案に関しては反対を
してまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

次に、反対討論はありますか。

原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

まず、第63号議案 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第63号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第64号議案 幸田町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第64号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第65号議案 幸田町教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第65号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第66号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第66号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第67号議案 平成26年度幸田町一般会計補正予算（第5号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第67号議案は、原案どおり可決されました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

た。

これをもって平成26年12月1日招集された第4回幸田町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前11時09分

○議長（大嶽 弘君） 閉会に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） 平成26年第4回幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶をさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては、さる12月1日から本日までの22日間の大変長い間にわたりまして、大変御多用にもかかわらず、終始、熱心に御審議をいただきまして、私どもから提案させていただきました全議案とも可決・承認を賜りましたことを心から感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございました。

成立をいたしました各議案の執行に当たりましては、本会議委員会の審議等におきまして、御意見、御提言等につきましては、十分留意をいたしまして今後の行政執行に生かしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、一般質問につきましては、どなたの御質問も時期を得た内容でございまして、その都度答弁をさせていただきましたが、さらに検討をいたし今後の町政推進に生かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

ここで2点ほど報告をさせていただきたいと思えます。

1点目でございますが、幸田町町村合併60周年の記念事業の一つであります第6回の幸田プレステージレクチャーズ～ものづくり日本公演会、来年1月21日水曜日に町民会館のつばきホールで開催をいたします。今年度の最後のプレステージレクチャーズとなりますけれども、浜松ホトニクス株式会社の常務取締役中央研究所長、原勉氏により「光技術による未知未踏への挑戦」ということで、真の価値は金ではない、新しい知識だと、この哲学を具現化するために中央研究所では主に情報系分野、材料分野、健康医療分野及びバイオ分野において光に関する基礎研究、応用研究を進めております。人類には知らないことが無限にあり、光を深く追求することで人類社会に寄与できるものと考えて、今回は企業風土や文化、研究開発の考え方についての御紹介をさせていただく予定でございます。受講につきましては、無料でございますが先着400名の方でございます。大変貴重な講演ですので、どうぞ議員の皆様方にも御出席賜ればというふうに思っております。

2点目でございますけれども、新年のイベントの件でございます。年が明けますと第18回のこうた凧揚げまつりが1月11日、日曜日、この日につきましてはJRさわやかウォーキングも一緒に重ねておりまして多くの人が出ていただけるのではないかとこのように思っております。また、1月12日におきましては成人の日でございます。第67回の幸田町成人式として1月25日、日曜日には、また第37回の新春駅伝ファミリージョギング大会等々を開催してまいります。大変御多用とは思いますが、御参加いただきまして、御支援、御協力のほど、お願いを申し上げます。

ことしもあと残すところ1週間ほどで終わるわけですが、年の暮れから年明けにかけてますます寒さが厳しくなると思われます。議員各位におかれましては、体調管理にはくれぐれも御留意をいただきまして、迎える年が幸田町と皆さんにとって明るい年でありますように御祈念申し上げまして、閉会に当たっての御挨拶といたします。

ありがとうございました。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 議員各位には、何かと御多用の中、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、議事進行に御協力いただきまして、まことにありがとうございました。

理事者におかれましては、成立した議案の執行に当たっては適切に運用されますようお願いいたします。

ことしも余すところわずかとなりました。新しい年がよい年でありますことを心から祈念申し上げます。

大変御苦労さまでございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成26年12月22日

議 長

議 員

議 員